

## 第十章 公の施設

## (公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

## (公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

## (公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

## ○佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成17年6月29日条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。

- (1) 管理を行う公の施設の概要
- (2) 申請の資格
- (3) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (4) 指定の期間
- (5) 申請の方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 指定を受けようとする公の施設の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）
- (2) 指定を受けようとする公の施設の管理に係る収支計画書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(申請の資格の制限)

第4条 市長又は議員が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体は、指定管理者の指定の申請をすることができない。

(指定管理者の候補者の選定)

第5条 市長は、第3条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らし、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 事業計画書による公の施設の運営が、市民の平等な利用を確保するものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公の施設の設置の目的を達成するために市長が必要と認める基準

2 市長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、佐倉市指定管理者審査委員会の意見を聴いた上で総合的に判断するものとする。

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第6条 市長は、第3条の規定による申請がなかった場合、前条第1項各号に掲げる基準を満たす団体がなかった場合等により指定管理者の候補者の選定ができない状態において、当該公の施設について直ちに指定管理者を指定しなければ著しく公益が損なわれるおそれがあると認めるときは、第2条、第3条及び前条に規定する手續を経ずに指定管理者の候補者を選定することができる。

2 市長は、一の指定管理者が併せて複数の公の施設（教育委員会が管理するものを含む。以下この項において同じ。）の管理を行うことによってより事業効果が期待できると認められる場合であって、当該複数の公の施設のいずれかについて現に指定管理者に管理を行わせて

いるものがあるときは、一の指定管理者に管理を行わせることができるまでの間に限り、第2条、第3条及び前条に規定する手続を経ずに、当該現に管理を行わせている指定管理者を当該複数の公の施設の指定管理者の候補者として選定することができる。

- 3 市長は、地域の運営によってより事業効果が期待できると認められる公の施設については、第2条に規定する手続を経ずに当該地域の地縁による団体（法第260条の2第1項に規定するものをいう。）等を指定管理者の候補者として選定することができる。

（指定管理者の指定）

第7条 市長は、第5条又は前条の規定により選定した候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

- 2 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

（協定の締結）

第8条 指定管理者の指定を受けた団体は、規則で定める事項について、市長と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

（事業報告書の作成及び提出）

第9条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して1月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために市長が必要と認める事項

（業務報告の聴取等）

第10条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期に又は必要に応じて報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第11条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

- 3 第7条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

（原状回復の義務）

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復しないことについて承認をしたときは、この限りでない。

（損害賠償の義務）

第13条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（情報の管理等）

第14条 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨にのっと

り、個人情報適切に保護されるよう、当該公の施設の管理に当たって保有する個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他保有する個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下この項において「従事者」という。）は、当該公の施設の管理に当たって知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職を退いた後においても、同様とする。
- 3 指定管理者は、佐倉市情報公開条例（平成13年佐倉市条例第2号）の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に係る情報を適正に管理しなければならない。

（佐倉市指定管理者審査委員会）

第15条 指定管理者の候補者の選定について、市長の諮問に応じて調査及び審議するため、佐倉市指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、委員6人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 公募による市民
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。
- 4 審査委員会は、必要があると認めるときは、指定に係る公の施設の管理運営について専門的知識を有する者の意見を求め、又は関係者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（市長による管理）

第16条 市長は、第11条第1項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の理由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の管理の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

- 2 前項の規定により市長が公の施設の管理の業務の全部又は一部を自ら行う場合において、当該指定管理者の収入として収受させている当該公の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）があるときは、市長は、自ら管理の業務を行う直前の利用料金の額を使用料として徴収するものとする。
- 3 市長は、前項の使用料について、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除し、又は還付することができる。
- 4 指定管理者が行う管理の業務に関する当該公の施設の管理に係る条例の規定は、第1項の規定により市長が自ら行う管理の業務について準用する。この場合において、当該規定に関する技術的読替えその他必要な事項は、規則で定める。

（教育委員会が所管する公の施設への適用）

第17条 教育委員会が所管する公の施設について、この条例を適用する場合においては、第2条、第3条、第5条から第10条まで、第11条第1項、第12条、第13条、第15条第1項並びに前条の見出し、同条第1項及び第4項中「市長」とあるのは「教育委員会」と、第4条中「市長」とあるのは「市長、教育委員会の委員」と、第6条第2項中「教育委員会」とあるのは「市長」と、前条第2項中「市長が」とあるのは「教育委員会が」と、「自ら」とあるのは「教育委員会自ら」と、第2条、第3条、第8条、前条第4項及び次条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年佐倉市条例第32号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成17年9月30日条例第26号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年7月7日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第15条第1項の規定により置かれた佐倉市指定管理者選定委員会及びその委員は、この条例の施行の日において、改正後の佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第15条第1項の規定により置かれた佐倉市指定管理者審査委員会及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則 (平成26年9月30日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年12月23日条例第33号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## ○佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

平成17年6月29日規則第87号

(趣旨)

第1条 この規則は、佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年佐倉市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募に明示する事項)

第2条 条例第2条第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市が指定管理者に支払うべき管理の費用の基準となる額
- (2) 利用料金に関する事項
- (3) 条例第3条各号に掲げる書類の具体的内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(申請の手續)

第3条 条例第3条の申請書は、佐倉市公の施設指定管理者指定申請書（別記様式第1号）とする。

2 条例第3条第1号の事業計画書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本方針に関する事項
- (2) 業務計画に関する事項
- (3) 運営体制及び組織に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 条例第3条第2号の収支計画書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 収入に係る計画及びその説明に関する事項
- (2) 支出に係る計画及びその説明に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

4 条例第3条第3号の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの
- (2) 登記事項証明書（申請する団体が法人の場合に限る。）
- (3) 市長が指定する年度に係る事業報告書、損益計算書（又は収支計算書）、貸借対照表及び財産目録
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申請の資格)

第4条 条例第3条に規定する指定管理者の指定を受けようとする団体（複数の団体が共同して指定管理者の指定を受けようとする場合は、その構成員である団体）は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 当該団体の責めに帰すべき事由により本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない団体
- (2) 本市又は他の地方公共団体から複数の団体が共同して指定管理者の指定を受けた場合であって、当該複数の団体の責めに帰すべき事由により当該指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないときに、その構成員であった団体
- (3) 当該団体の役員（法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体
  - ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する能力を有しない者
  - イ 破産者で復権を得ないもの
  - ウ 指定管理者の指定の手續において、公正な手續を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者

(4) 破産手續開始の決定を受けた法人

(5) 本市における一般競争入札への参加を制限されている団体

(6) 市税を滞納している団体

2 前項に掲げるもののほか、必要とする申請の資格については、市長が別に定める。

(選定結果及び指定の通知)

第5条 市長は、条例第5条の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、申請をした全ての団体に対し、佐倉市公の施設指定管理者候補者選定結果通知書(別記様式第2号)によりその選定結果を通知するものとする。

2 市長は、条例第7条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、当該指定管理者に対し、佐倉市公の施設指定管理者指定通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(協定書に定める事項)

第6条 条例第8条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用料金に関する事項
- (3) 管理経費の額及び支払方法に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (6) 管理の業務に当たって知り得た個人情報の保護に関する事項
- (7) 施設内の物品の所有権の帰属に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(事業報告書)

第7条 条例第9条の事業報告書は、別記様式第4号によるものとする。

(審査委員会の組織等)

第8条 条例第15条の佐倉市指定管理者審査委員会(以下「審査委員会」という。)に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

6 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

7 委員は、指定管理者に応募した団体の代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている場合は、その審議に加わることができない。

8 審査委員会の庶務は、資産管理経営室において処理する。

9 この規則に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、公の施設の指定管理者の指定の手続等に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年7月21日規則第59号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規則第13号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年7月7日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年5月31日規則第23号)

この規則は、平成22年6月1日から施行する。(後略)

別記

様式第1号（第3条関係）

佐倉市公の施設指定管理者指定申請書

年 月 日

（あて先）佐倉市長

所在地

団体名

代表者職氏名

印

佐倉市公の施設の指定管理者の手續等に関する条例第3条の規定により、次の公の施設について指定管理者の指定を受けたいので申請します。

公の施設の名称

様式第2号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

団体名

代表者職氏名 様

佐倉市長 印

佐倉市公の施設指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日付けで申請がありました公の施設の指定管理者の指定における候補者の選定については、以下の理由により 選定しました 選定しませんでした ので通知します。

1 公の施設の名称

2 理由

様式第3号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

団体名

代表者職氏名 様

佐倉市長 印

佐倉市公の施設指定管理者指定通知書

年 月 日付けで申請のありました公の施設の指定管理者の指定について、佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第7条第1項の規定により、以下のとおり貴団体を当該公の施設の指定管理者として指定します。

1 公の施設の名称

2 指定の期間

年 月 日から 年 月 日まで

様式第4号（第7条関係）

事 業 報 告 書

年 月 日

（あて先）佐倉市長

団体名  
代表者職氏名 印

次の公の施設について、 年度の業務が完了しましたので、地方自治法第244条の2第7項及び佐倉市公の施設の指定管理者の手續等に関する条例第9条の規定により報告します。

1 公の施設の名称

2 添付書類

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) その他

○佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例

昭和62年12月23日条例第17号

改正

平成元年7月5日条例第17号

平成7年3月31日条例第5号

平成9年3月28日条例第23号

平成11年9月30日条例第26号

平成11年12月22日条例第32号

平成12年12月22日条例第47号

平成17年9月30日条例第27号

平成20年7月7日条例第26号

平成22年6月28日条例第16号

平成25年10月1日横書き施行

平成25年12月24日条例第39号

平成28年6月30日条例第23号

平成29年2月20日条例第1号

平成29年9月29日条例第22号

令和元年7月10日条例第4号

令和3年9月28日条例第28号

佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法第244条の2第1項の規定により、佐倉市コミュニティセンター(以下「コミュニティセンター」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民文化の向上及び福祉の増進並びに市民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会をつくるため、コミュニティセンターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 コミュニティセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐倉市志津コミュニティセンター	佐倉市井野794番地1
佐倉市西志津ふれあいセンター	佐倉市西志津四丁目1番2号
佐倉市和田コミュニティセンター	佐倉市八木850番地1
佐倉市佐倉コミュニティセンター	佐倉市宮前三丁目4番地1
佐倉市千代田・染井野ふれあいセンター	佐倉市染井野三丁目3番地7

(業務)

第4条 コミュニティセンターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 市民文化の向上及び福祉の増進を図るための施設の提供
- (2) 会議及び集会等のための施設の提供
- (3) その他施設の目的を達成するために必要な業務

(使用の許可)

第5条 コミュニティセンターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、第5条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 前条各号の一に該当したとき。
- (3) 使用者が許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸したことが明らかになったとき。

2 市長は、コミュニティセンターの管理運営上、やむを得ない事情が生じた場合は、使用の許可

を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくは停止させることができる。

3 第1項の規定により使用の許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくは停止させた場合において使用者に損害が生じて、市は、その賠償の責めを負わない。

(使用期間)

第8条 別表第1に定める施設の使用に関しては、同一使用者が同一施設を引き続き3日を超えて使用することはできない。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

(使用料)

第9条 使用者（佐倉市西志津ふれあいセンター（第16条から第21条までにおいて「西志津ふれあいセンター」という。）の使用に係る者を除く。）は、別表第1及び別表第2に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長が特に必要があると認めたときは、使用料を減額又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備の設置の許可)

第12条 使用者は、コミュニティセンターを使用するに当たり特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(販売行為の禁止)

第13条 コミュニティセンター及びその敷地内においては、物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、原状回復に要する費用を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第15条 使用者がコミュニティセンターの施設及び設備を損傷又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、西志津ふれあいセンターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」

という。)に西志津ふれあいセンターの管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 西志津ふれあいセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (2) 西志津ふれあいセンターの使用の許可に関すること。
- (3) 第4条第1号及び第2号に掲げる業務の実施に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める業務

(西志津ふれあいセンターの開所時間)

第18条 西志津ふれあいセンターの開所時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、午後9時まで開所することができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開所時間を変更することができる。

(西志津ふれあいセンターの休所日)

第19条 西志津ふれあいセンターの休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

- (1) 毎月の第2月曜日及び第4月曜日
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(指定管理者による使用の許可等)

第20条 第5条から第8条まで及び第12条の規定を西志津ふれあいセンターに適用する場合には、第5条、第6条、第7条第1項及び第2項、第8条並びに第12条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条第3項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、第8条中「別表第1」とあるのは「別表第3」とする。

(利用料金)

第21条 西志津ふれあいセンターの利用者は、指定管理者に対し、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の減免)

第22条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を免除することが

できる。

(利用料金の還付)

第23条 既に納入した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、コミュニティセンターの管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和63年3月1日から施行する。

附 則 (平成元年7月5日条例第17号)

この条例は、平成元年10月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日条例第5号)

この条例は、平成7年7月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月28日条例第23号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年9月30日条例第26号)

この条例は、平成11年12月1日から施行する。

附 則 (平成11年12月22日条例第32号)

この条例は、平成12年11月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月22日条例第47号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月30日条例第27号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年7月7日条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の規定により市長がした承認その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為（同日以後の佐倉市志津コミュニティセンターの使用に係るものに限る。）は、この条例による改正後の佐倉

市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の相当規定によって指定管理者がした許可その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成22年6月28日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に改正前の佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の規定により市長がした許可その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為（同日以後の佐倉市西志津ふれあいセンターの使用に係るものに限る。）は、この条例による改正後の佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の相当規定によって指定管理者がした許可その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成25年12月24日条例第39号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月30日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 佐倉市千代田・染井野ふれあいセンターに係る使用の許可その他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成29年2月20日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に改正前の佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の規定により指定管理者がした許可その他の行為及び指定管理者に対してなされた申請その他の行為（同日以後の佐倉市志津コミュニティセンターの使用に係るものに限る。）は、改正後の佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の相当規定によって市長がした許可その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成29年9月29日条例第22号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、平成30年4月1日（以下「適用日」という。）以後の佐倉市志津コミュニティセンター、佐倉市和田コミュニティセンター、佐倉市佐倉コミュニティセンター及び佐倉市千代田・染井野ふれあいセンターの使用に係る使用料について適用する。
- 3 新条例別表第3の規定は、適用日以後の佐倉市西志津ふれあいセンターの使用に係る利用料金の上限額について適用する。

附 則（令和元年7月10日条例第4号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年9月28日条例第28号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、令和4年4月1日以後の佐倉市志津コミュニティセンター、佐倉市和田コミュニティセンター、佐倉市佐倉コミュニティセンター及び佐倉市千代田・染井野ふれあいセンターの使用に係る使用料について適用する。

別表第1（第8条、第9条関係）

使用区分		使用単位	午前9時から	午後1時から	午後6時から	午前9時から
			正午まで	午後5時まで	午後9時まで	午後9時まで
佐倉市	施設	ホール	7,320円	9,760円	7,320円	24,400円
志津コ		大会議室	2,240円	2,980円	2,240円	7,460円
ミュニ		第1会議室（調	1,230円	1,650円	1,230円	4,110円
ティセ		理室)				
ンター		第2会議室	750円	1,000円	750円	2,500円

		第3会議室	730円	970円	730円	2,430円
		集会室（視聴覚室）	980円	1,310円	980円	3,270円
		和室1			590円	
		和室2	590円	790円	590円	1,970円
		茶室	500円	670円	500円	1,670円
		多目的グラウンド	2時間につき1,230円			
	設備	ホール映写設備	1,650円	1,650円	1,650円	4,950円
		ホール放送設備	980円	980円	980円	2,940円
		視聴覚室視聴覚設備	1,100円	1,100円	1,100円	3,300円
		調理室調理設備	550円	550円	550円	1,650円
佐倉市 和田コ ミュニ ティセ ンター	施設	ホール	5,010円	6,690円	5,010円	16,710円
		高齢者談話室				
	設備	ホール放送設備	980円	980円	980円	2,940円
		ホールコンサート用ピアノ	1,930円	1,930円	1,930円	5,790円
佐倉市 佐倉コ ミュニ ティセ ンター	施設	ホール	2,260円	3,020円	2,260円	7,540円
		音楽練習室	590円	780円	590円	1,960円
		第1会議室	250円	330円	250円	830円
		第2会議室	670円	900円	670円	2,240円
		第3会議室	500円	670円	500円	1,670円
		第4会議室	500円	670円	500円	1,670円
		調理室	840円	1,130円	840円	2,810円

		和室 1	360円	490円	360円	1,210円
		和室 2			360円	
	設備	ホール音響設備	1,650円	1,650円	1,650円	4,950円
		ホール舞台用照明設備	2,240円	2,240円	2,240円	6,720円
		ホールコンサート用ピアノ	1,930円	1,930円	1,930円	5,790円
		調理室設備	1,080円	1,080円	1,080円	3,240円
		水屋設備	160円	160円	160円	480円
佐倉市		施設	第 1 会議室	1,380円	1,840円	1,380円
千代田・染	第 2 会議室		470円	630円	470円	1,570円
	第 3 会議室		870円	1,170円	870円	2,910円
井野ふれあいセンター	設備	調理設備	180円	180円	180円	540円

備考

- 1 佐倉市志津コミュニティセンターの和室 1 及び佐倉市佐倉コミュニティセンターの和室 2 は、午前 9 時から午後 5 時まで、市内在住の 60 歳以上の者に無料で開放する。
- 2 佐倉市和田コミュニティセンターの高齢者談話室は、市内在住の 60 歳以上の者に無料で開放する。
- 3 市内在住者以外の者が使用する場合は、使用単位における使用料（以下「単位使用料」という。）の 10 割の額を割増使用料として別に徴収する。
- 4 入場料及びこれに類するものを徴収して使用し、又は営利を目的として使用する場合は、単位使用料の 20 割の額を割増使用料として別に徴収する。
- 5 使用単位を超過した場合又は使用単位に記載された時間以外の使用を認めた場合は、1 時間（1 時間未満の場合は、1 時間とみなす。）につき、その使用が午後 1 時までのときは午前 9 時から正午までの欄に、午後 1 時から午後 6 時までのときは午後 1 時から午後 5 時まで

の欄に、午後6時以降のときは午後6時から午後9時までの欄にそれぞれ規定する額から算定した1時間当たりの額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を使用料として徴収する。この場合において、割増使用料の対象となるときは、当該使用料に併せて徴収する。

別表第2（第9条関係）

使用区分		使用単位	午後1時から 午後8時30分まで
佐倉市佐倉コミュニティセンター	市民風呂	小学校就学前の者	1回につき 無料（無料）
		小学生及び中学生	1回につき 170円（250円）
		一般	1回につき 450円（610円）
		60歳以上の者	1回につき 270円（370円）

備考 括弧内の額は、市内在住者以外の者が使用する場合の額とする。

別表第3（第20条、第21条関係）

使用区分		使用単位	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
佐倉市西志津ふれあいセンター	施設	ホール	3,610円	4,810円	3,610円	12,030円
		会議室	1,360円	1,820円	1,360円	4,540円
		展示室	2,350円	3,130円	2,350円	7,830円
	設備	ホール舞台用照明設備	2,240円	2,240円	2,240円	6,720円
		ホール映写設備	1,650円	1,650円	1,650円	4,950円
		ホール音響設備	1,650円	1,650円	1,650円	4,950円
		ホールコンサート用ピアノ	1,930円	1,930円	1,930円	5,790円

備考

- 1 展示室を使用する場合において、当該使用期間の中にコミュニティセンターの休所日があるときは、当該休所日に係る利用料金は、徴収しない。

- 2 市内在住者以外の者が使用する場合は、使用単位における利用料金（以下「単位利用料金」という。）の10割の額を割増利用料金として別に徴収する。
- 3 入場料及びこれに類するものを徴収して使用し、又は営利を目的として使用する場合は、単位利用料金の20割の額を割増利用料金として別に徴収する。
- 4 使用単位を超過した場合又は使用単位に記載された時間以外の使用を認めた場合は、1時間（1時間未満の場合は、1時間とみなす。）につき、その使用が午後1時までのときは午前9時から正午までの欄に、午後1時から午後6時までのときは午後1時から午後5時までの欄に、午後6時以降のときは午後6時から午後9時までの欄にそれぞれ規定する額から算定した1時間当たりの額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を利用料金として徴収する。この場合において、割増利用料金の対象となるときは、当該利用料金に併せて徴収する。

○佐倉市コミュニティセンター管理運営に関する規則

昭和63年2月15日規則第1号

改正

平成元年7月27日規則第25号

平成6年3月31日規則第2号

平成7年3月31日規則第5号

平成11年11月30日規則第49号

平成12年10月31日規則第64号

平成14年3月29日規則第13号

平成15年3月31日規則第8号

平成15年12月26日規則第68号

平成16年3月31日規則第19号

平成17年3月31日規則第7号

平成20年7月7日規則第36号

平成22年6月28日規則第29号

平成25年10月1日横書き施行

平成28年3月15日規則第15号

平成29年3月15日規則第7号

平成30年3月26日規則第6号

令和2年11月2日規則第42号

令和3年2月19日規則第2号

令和4年3月17日規則第15号

令和5年3月31日規則第20号

佐倉市コミュニティセンター管理運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例（昭和62年佐倉市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開所時間)

第2条 佐倉市コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）の開所時間は、

午前9時から午後9時（午後5時以降に条例別表第1及び別表第3に規定する施設及び設備の使用の予約がされていない日は、午後5時）まで（市民風呂については、午後1時から午後8時30分まで）とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、開所時間を変更することができる。

（休所日）

第3条 コミュニティセンターの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

（1） 毎月の第2月曜日及び第4月曜日。ただし、市民風呂については、月曜日

（2） 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

（使用時間）

第4条 使用時間は、準備又は原状に復するために要する時間を含むものとする。

2 コミュニティセンターを使用する場合において、使用開始後の使用時間の延長は、これを認めない。ただし、市長が他の使用に支障がないと認めたときは、この限りでない。

（使用の申請及び許可）

第5条 コミュニティセンター（市民風呂を除く。）を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、コミュニティセンター使用申請書（別記様式第1号、以下「申請書」という。）を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間（以下「申請期間」という。）内に、市長に提出しなければならない。ただし、条例第10条の規定により使用料が減免になるものに係る使用の申請の場合その他市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（1） ホール及び佐倉市西志津ふれあいセンター展示室 使用月の6月前から使用日の3日前まで

（2） 前号に掲げるもの以外のもの 使用月の2月前から使用日の3日前まで

2 市民風呂を使用しようとする者は、使用時に、コミュニティセンター市民風呂使用申請書（別記様式第2号）により市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項又は前項の申請の際に必要な書類を添付させ、又は提示させることができる。

4 市長は、第1項の申請を許可したときは、申請者に対しコミュニティセンター使用許可書（別記様式第3号。以下「許可書」という。）を交付する。

5 市民風呂の使用の許可については、コミュニティセンター市民風呂使用申請簿の受付欄に押印があったときに、当該許可をしたものとみなす。

6 使用の許可は、申請の順位によりこれを行い、申請が同時に行われたときは、協議又は抽選によりこの順位を決める。ただし、公用又は公益上市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

い。

(使用の取消し又は変更等)

第6条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、前条第5項の許可に係るコミュニティセンターの使用の取消しをしようとするときは、許可書を添えて速やかに市長に届け出なければならない。

2 使用者は、前条第5項の許可に係るコミュニティセンターの使用の変更をしようとするときは、コミュニティセンター使用取消(変更)許可申請書(別記様式第4号)に許可書を添えて速やかに市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、コミュニティセンター使用取消(変更)許可書(別記様式第5号)を使用者に交付する。

4 市長は、条例第7条の規定によりコミュニティセンター使用の許可を取り消し、又は使用を停止したときは、コミュニティセンター使用取消(停止)通知書(別記様式第6号)により使用者に通知する。

5 前項の場合において、使用者が既に特別の設備をしてあるときは、使用を終了したときに準じて、速やかにこれを撤去し、原状に回復しなければならない。

(利用者の登録)

第7条 市長は、コミュニティセンターの使用の頻度が多い者の便宜を図るため、申請により利用者の登録をすることができる。

2 前項の申請をしようとする者は、利用者登録・施設登録申請書(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(使用の予約)

第8条 第5条の規定により使用の申請をしようとする者は、同条第1項の申請期間内に、市長が別に定めるところによりインターネット等を利用して使用の予約をすることができる。

2 前項の予約は、先着順で受け付ける。

3 第1項の規定により使用の予約をした者は、速やかに当該予約に係るコミュニティセンターへ申請書を提出しなければならない。

4 インターネットを利用して使用予約をしようとする者は、あらかじめ利用者(団体)登録票を提出し、市長による利用者の登録を受けなければならない。

(使用料の納入)

第9条 使用者は、使用料を許可書の交付の際(市民風呂の使用にあつては、その使用の際)に納

入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、別に納期を指定して使用料を納入させることができる。

(使用料の減免)

第10条 条例第10条の規定による使用料の減免は、次に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国、県又は本市が使用するとき 免除
- (2) 自治会、町内会等が開催する総会又は役員会に使用するとき 免除
- (3) 社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会が主催する事業に使用するとき 免除
- (4) その他市長が特に公益上必要と認められたものに使用するとき 市長が別に定める額

2 使用料の減免を受けようとする者は、コミュニティセンター使用料減免申請書（別記様式第8号）により市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

3 市長は、前項本文の規定による申請があった場合は、減免の可否を決定し、コミュニティセンター使用料減免決定通知書（別記様式第9号）により申請者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第11条 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用することができないとき 全額
- (2) 使用者が使用日の30日前までに使用を取り消したとき 全額
- (3) 使用者が使用日の5日前までに使用を取り消したとき 半額

(許可書の提示)

第12条 許可書は、当該許可に係る施設を使用する際に、職員に提示しなければならない。

(遵守事項)

第13条 コミュニティセンターを使用する者は、職員の指示に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 収容定員を超えないこと。
- (2) 指定された場所以外で喫煙その他火気を使用しないこと。
- (3) 指定された場所以外は、出入し、又は使用しないこと。
- (4) 許可なく附属設備を移動し、又は使用しないこと。
- (5) 許可なく宣伝、勧誘、文書若しくは図画の配布又は物品の販売その他これに類する行為を

しないこと。

(6) 騒音若しくは大声を発し、暴力を用い又はその他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(7) その他コミュニティセンター運営上不適当な行為をしないこと。

(職員の立入り)

第14条 使用者は、職員がコミュニティセンターの管理上、使用中の施設の立入りを要請したときは、これを拒むことはできない。

(指定管理者による管理)

第15条 第2条及び第3条の規定は、指定管理者（条例第16条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が管理する佐倉市西志津ふれあいセンター（以下「西志津ふれあいセンター」という。）については、適用しない。

2 第4条の規定を西志津ふれあいセンターに適用する場合においては、同条第2項中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

3 第5条から第8条までの規定にかかわらず、西志津ふれあいセンターにおいては、指定管理者は、市長との協議によりこれらの規定に準じた取扱いを行うことができる。

(利用料金の納入)

第16条 西志津ふれあいセンターの使用者は、利用料金を許可書の交付の際に納入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、別に納期を指定して利用料金を納入させることができる。

(利用料金の減免)

第17条 条例第22条に規定する利用料金の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 国、県又は本市が使用するとき 免除

(2) 自治会、町内会等が開催する総会又は役員会に使用するとき 免除

(3) 社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会が主催する事業に使用するとき 免除

(4) その他市長の承認を得て指定管理者が定める場合 市長の承認を得て指定管理者が定める額

2 利用料金の減免を受けようとする者は、コミュニティセンター利用料金減免申請書（別記様式第10号）により指定管理者に申請しなければならない。ただし、指定管理者が特に認める場合は、この限りでない。

3 指定管理者は、前項本文の規定による申請があった場合は、減免の可否を決定し、コミュニテ

ィセンター利用料金減免決定通知書（別記様式第11号）により申請者に通知するものとする。

（利用料金の還付）

第18条 条例第23条ただし書の規定による利用料金の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- （1） 使用者の責めによらない理由により使用することができないとき 全額
  - （2） 使用者が使用日の30日前までに使用を取り消したとき 全額
  - （3） 使用者が使用日の5日前までに使用を取り消したとき 半額
  - （4） 市長の承認を得て指定管理者が定める場合 市長の承認を得て指定管理者が定める額
- （補則）

第19条 この規則に定めるもののほか、コミュニティセンターの管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和63年3月1日から施行する。

附 則（平成元年7月27日規則第25号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成元年8月6日から施行する。

附 則（平成6年3月31日規則第2号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日規則第5号）

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成11年11月30日規則第49号）

この規則は、平成11年12月1日から施行する。

附 則（平成12年10月31日規則第64号）

この規則は、平成12年11月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第13号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第8号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月26日規則第68号）

この規則は、平成16年1月1日から施行する。

附 則（平成16年 3月31日規則第19号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日以後の使用について同規則の施行の前日に現に使用の申請をしている者及び使用の承認を受けている者に係る使用料の減額又は免除は、なお従前の例による。

附 則（平成17年 3月31日規則第 7号）

この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則（平成20年 7月 7日規則第36号）

この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則（平成22年 6月28日規則第29号）

この規則は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則（平成28年 3月15日規則第15号）

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則（平成29年 3月15日規則第 7号）

この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則（平成30年 3月26日規則第 6号）

この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則（令和 2年11月 2日規則第42号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2条、第 3条及び第12条の改正規定は、令和 3年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の様式であって、その用紙が現に残存しているものについては、当分の間、その用紙に所要の補正を加えて使用することができる。

附 則（令和 3年 2月19日規則第 2号）

この規則は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則（令和 4年 3月17日規則第15号）

この規則は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則（令和 5年 3月31日規則第20号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記

様式第1号（第5条関係）

コミュニティセンター使用申請書

年 月 日

（宛先）佐倉市長

申請番号

申請者 住所

（団体責任者） 団体名

氏名

電話

連絡担当者 住所

氏名

電話

次のとおり使用したく申請します。

使用日	使用時間	行事名	使用施設	使用料金

		施設使用料	
		市外加算	
		入場料・営利加算	
		超過使用料	
		使用料減免	
		使用料合計	

様式第2号（第5条関係）

コミュニティセンター市民風呂使用申請書

No.

（宛先） 佐倉市長

次のとおり使用を申請します。

年 月 日

氏名			
住所			
緊急連絡先		入室時間	時 分
利用者区分	就学前 ・ 小・中学生 ・ 一般 ・ 60歳以上		
備考			受付印



様式第4号 (第6条関係)

コミュニティセンター使用取消 (変更) 許可申請書

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

申請番号

申請者 住所

(団体責任者) 団体名

氏名

電話

連絡担当者 住所

氏名

電話

次のとおり使用の取消し (変更) を申請します。

使用日	使用時間	行事名	使用施設・設備	使用料金
(変更前)				
(変更後)				

既納使用料		施設使用料	
		市外加算	
還付金		入場料・営利加算	
(還付金・徴収金)		超過使用料	
		使用料減免	
		使用料合計	



コミュニティセンター使用取消(停止)通知書

年 月 日

様

佐倉市長 印

年 月 日付け第 号をもって使用を許可しましたが、次の理由により使用の取消し(停止)をしますので通知します。

理由

---

---

---

---

---

---

この処分に不服がある場合には、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して(審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して)6か月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)、提起することができます。

コミュニティセンター使用取消(停止)通知書

年 月 日

様

指定管理者 印

年 月 日付け第 号をもって使用を許可しましたが、次の理由により使用の取消し(停止)をしますので通知します。

理由

---

---

---

---

---

---

この処分に不服がある場合には、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して(審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して)6か月以内に、指定管理者を被告として、提起することができます。

様式第7号(第7条関係)

(宛先) 佐倉市コミュニティセンター

申請日 年 月 日

佐倉市施設予約サービス 利用者登録・施設登録 申請書 (新規・変更・廃止)

個人団体区分	個人	団体
利用者番号	*変更・廃止する方のみ記入してください。	
フリガナ	希望パスワード(英数混在、任意の4~8桁)	
団体名		
電話番号	*初めて、「ちば施設予約サービス」に登録する場合のみ、記入してください。	

「ちば施設予約サービス」の利用にあたっては、「ちば施設予約システム利用規約」を遵守することに同意します。  
 佐倉市以外の「ちば施設予約サービス」参加自治体の施設を利用する場合は、佐倉市から当該自治体に、登録情報

新規登録の場合は、下記の項目をすべて記入してください。なお、変更の場合は、変更する項目のみを記入してください。

団体	団体住所	〒 -		
代表者	フリガナ			
	代表者名	代表者電話番号	- -	
	代表者住所	〒 -		
	代表者メールアドレス	携帯電話番号	- -	
連絡担当者	フリガナ			
	連絡担当者氏名	連絡担当者電話番号	- -	
	連絡担当者住所	〒 -		
	担当者メールアドレス	携帯電話番号	- -	
活動情報	主利用施設	その他利用施設		
	活動内容(具体的に)			
	活動日時	月 回 第 1 2 3 4 曜日	時 分 ~ 時 分	
	会員数	人 (うち佐倉市外人)	内 訳	19歳以下 20歳以上 65歳以上
			男 人	
			女 人	
	会費等	入会金 円	会費(1人) 年・月 円	材料費(1人) 月・回 円
	講師(指導者)	氏名	住所	
			電話	謝礼 月 円
	入会希望について	1. いつでも入会できる 2. 募集の時期がある[ 月頃] 3. 満員なので欠員まち 4. その他[ ]		
情報提供について	団体紹介等のために情報(団体名、活動場所、内容、連絡先等)を公開することに 1. 同意する(窓口、市・コミセンホームページ) 2. 同意する(窓口のみ) 3. 同意する(連絡担当者は除く) 4. 同意しない			

職員記入欄

所長	受付担当者	供覧	申請者確認書類
			○ 免許証 ○ 保険証 ○ 住民票 ○ その他 ( )
利用目的分類		利用目的コード	摘要

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

申請番号  
 申請者 住 所  
 (団体責任者) 団体名  
 氏 名  
 電 話

次のとおり、コミュニティセンターの使用料の減免を申請します。

使用日時	年 月 日 (曜日) ~ 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
使用施設	
使用人数	人
使用料	円
減免理由	
備 考	適用条項

## コミュニティセンター使用料減免決定通知書

年 月 日

予約番号：

様

佐倉市長

印

次のとおり、コミュニティセンターの使用料の減免を決定します。

行事名称			
利用目的		利用人数	
受付区分			

利 用 日	減免	開始時間	終了時間	利用施設・利用設備名	利用料	減免額
施設利用料計				設備利用料計		
施設利用料減免				設備減免利用料計		
減免前合計利用料				減免額合計		
				減免による差額		
備 考						

コミュニティセンター利用料金減免申請書

年 月 日

(宛先) 指定管理者

申請番号  
 申請者 住 所  
 (団体責任者) 団体名  
 氏 名  
 電 話

次のとおり、コミュニティセンターの利用料金の減免を申請します。

使用日時	年 月 日 (曜日) ~ 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
使用施設	
使用人数	人
利用料金	円
減免理由	
備 考	適用条項

様式第11号 (第17条関係)

コミュニティセンター利用料金減免決定通知書

第 号  
年 月 日

様

指定管理者

図

次のとおり、コミュニティセンターの利用料金の減免を決定します。

使用日時	年 月 日 ( 曜日) ~ 年 月 日 ( 曜日) 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
使用施設	
使用人数	人
利用料金	円
減 免 額	円
納 付 額	円
備 考	

## ○佐倉市コミュニティセンターの運営に関する要領

平成19年3月30日

(趣旨)

第1条 この要領は、佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例（昭和62年佐倉市条例第17号。以下「条例」という。）及び佐倉市コミュニティセンター管理運営に関する規則（昭和63年佐倉市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、コミュニティセンターの使用の申請の受付、使用回数の制限、使用料の取扱いその他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「コミュニティセンター」とは、佐倉市が設置した志津コミュニティセンター、西志津ふれあいセンター、和田コミュニティセンター、佐倉コミュニティセンター及び千代田・染井野ふれあいセンターをいい、個別に定める事項には、各固有の名称を付す。

2 この要領において「施設」とは、使用の申請を受け付け、使用に供するコミュニティセンターのホール、会議室等（市民風呂を除く。）をいい、個別に定める事項には、各固有の名称を付す。

3 この要領において「使用月」とは、使用日の属する月をいう。

4 この要領において「申請期間の開始月」とは、申請期間の最初の月をいう。

5 この要領において「申請期間の開始日」とは申請期間の開始月の初日（休所日を除く。）をいう。ただし、申請の受付順位を決定するための抽選会を開催するときは、第4条第5項に定める日をいう。

6 この要領において「休所日」とは、規則第3条に規定する休所日をいう。

7 この要領において「使用単位」とは、条例別表第1及び別表第3に定める使用料を定める使用時間の区分をいう。

(通常の使用申請の受付)

第3条 施設の使用の申請（以下「使用申請」という。）の受付は、施設の区分に応じ、規則第5条第1項に規定する申請期間内（休所日を除く。）に、使用しようとするコミュニティセンターの窓口へ申請者がコミュニティセンター使用申請書（規則別記様式第1号。以下「使用申請書」という。）を提出した順に行うものとする。ただし、次条に定める抽選により使用申請の受付を行う場合を除く。

2 使用申請の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 コミュニティセンターは、管理又は運営に支障がない範囲において、使用申請の受付時間を延長することができる。

4 和田コミュニティセンターの使用申請に係る申請期間の開始日は、第1項の規定にかかわらず、規則第5条第1項に規定する申請期間の開始日の属する月の15日とする。

(申請多数の場合の抽選による使用申請の受付)

第4条 多数の者から同時に同じ日を使用する使用申請が提出されることが予想されるときは、コミュニティセンターは、規則第5条第1項の申請期間の開始月において抽選会を開催し、使用申請の受付の順位を決定する。

2 抽選会は、使用月ごとに行う。

3 入場料及びこれに類するものを徴収する場合又は営利を目的として使用する場合は抽選会に参加することはできない。

4 第1項に規定する抽選会について、コミュニティセンターは、次の各号に定める方法により行うものとする。ただし、コミュニティセンターの管理又は運営に支障があるときは、これを変更し、周知の上、

別の日に開催する。

(1) 抽選会の実施日は、規則第5条第1項に規定する申請期間の開始日の属する月の16日とする。

(16日が休所日、土曜日又は日曜日にあたるときは翌開所日とする)

(2) 抽選会への参加を希望する者は毎月3日から抽選会を実施する日の前日までに申込書をコミュニティセンターに提出する。(3日が休所日にあたる場合は翌開所日とする。)

(3) 抽選により使用申請の受付の順位が決定したときは、抽選実施後に電話等で対象者に連絡をする。

5 抽選により使用申請の受付を行う場合における規則第5条第1項に規定する申請期間の開始日は、同項の規定にかかわらず、抽選会の参加者にあつては抽選日当日とし、それ以外の者にあつては抽選日の翌開所日とする。

(先行の使用予約又は使用申請の受付)

第5条 コミュニティセンターは、規則第10条の規定により、使用料が免除となる者の使用の予約(以下「使用予約」という。)及び使用申請を規則第5条第1項の申請期間前でも受け付けることができる。

(申請期間経過後の空き施設の使用申請の受付)

第6条 コミュニティセンターは、使用日の3日前までに使用申請をするものがない空き施設について、規則第5条第1項又は第2項の申請期間経過後であっても使用申請を受け付けることができる。

(使用予約の受付)

第7条 規則第8条の規定により使用の予約をしようとする場合であつて、第4条第1項に規定する抽選会を開催し、使用申請の受付順位を決定するときは、抽選日まで及び抽選日の翌開所日の午前9時までは使用予約をすることができない。

2 使用予約ができる時間は、電話による場合は午前9時から午後5時までとし、インターネットによる場合は午前0時から午後12時まで(プログラムメンテナンスの時間を除く。)とする。

3 規則第8条第3項の規定により使用申請書の提出があつたときは、使用予約をした日に使用申請書の提出があつたものとみなす。

(志津コミュニティセンターの施設の使用申請の回数制限)

第7条の2 同じ者が同じ月に志津コミュニティセンターの施設について使用申請をすることができる回数は、使用月の2か月前に該当する月の末日までは、ホール、会議室等の種類の別を問わず合計2回(土曜日、日曜日又は祝日に施設を使用する使用申請をした者は、1回)までとし、同じ種類のみを使用する場合の使用申請の回数は、各号に定めるとおりとする。この場合において、1回の使用申請で連続して使用することができる日数は、条例第八条の規定により原則として3日以内(間に休所日があり、使用できない日を含む。)とする。

1 使用月の6か月前の申請期間の開始日(抽選会を行うときは、第4条第5項に定める日)から使用月の2か月前に該当する月の末日までにできるホールの使用申請の回数は、2回とする。ただし、土曜日、日曜日又は祝日に施設を使用する使用申請をした者は、1回とする。

2 使用月の2か月前の申請期間の開始日(抽選会を行うときは、第4条第5項に定める日)から開始日の属する月の末日までにできるホール以外の施設の使用申請の回数は、2回とする。ただし、土曜日、日曜日又は祝日に施設を使用する使用申請をした者は、1回とする。

3 使用月の前月の1日以降は、ホール及びホール以外の施設の使用申請の回数に制限は設けない。

(和田コミュニティセンターの施設の使用申請の回数制限)

第8条 同じ者が同じ月に和田コミュニティセンターの施設について使用申請をすることができる回数は、

次に定めるとおりとする。この場合において、1回の使用申請で連続して使用することができる日数は、条例第8条の規定により原則として3日以内（間に休所日があり、使用できない日を含む。）とする。

- 1 使用月の6か月前の申請期間の開始日（抽選会を行うときは、第4条第5項に定める日）から使用月の2か月前に該当する月の末日までにできるホールの使用申請の回数は、4回とする。
- 2 使用月の前月の1日以降は、ホールの使用申請の回数に制限は設けない。

（佐倉コミュニティセンターの施設の使用申請の回数制限）

第9条 同じ者が同じ月に佐倉コミュニティセンターの施設について使用申請をすることができる回数は、使用月の2か月前に該当する月の末日までは、ホール、会議室等の種類の別を問わず合計2回（土曜日、日曜日又は祝日に施設を使用する使用申請をした者は、1回）までとし、同じ種類のみを使用する場合の使用申請の回数は、各号に定めるとおりとする。この場合において、1回の使用申請で連続して使用することができる日数は、条例第8条の規定により原則として3日以内（間に休所日があり、使用できない日を含む。）とする。

- 1 使用月の6か月前の申請期間の開始日（抽選会を行うときは、第4条第5項に定める日）から使用月の2か月前に該当する月の末日までにできるホールの使用申請の回数は、2回とする。ただし、土曜日、日曜日又は祝日に施設を使用する使用申請をした者は、1回とする。
- 2 使用月の2か月前の申請期間の開始日（抽選会を行うときは、第4条第5項に定める日）から開始日の属する月の末日までにできるホール以外の施設の使用申請の回数は、2回とする。ただし、土曜日、日曜日又は祝日に施設を使用する使用申請をした者は、1回とする。
- 3 使用月の前月の1日以降は、ホール及びホール以外の施設の使用申請の回数に制限は設けない。

（千代田・染井野ふれあいセンターの施設の使用申請の回数制限）

第9条の2 同じ者が同じ月に千代田・染井野ふれあいセンターの施設について使用申請をすることができる回数は、使用月の2か月前に該当する月の末日までは、会議室等の種類の別を問わず合計2回（土曜日、日曜日又は祝日に施設を使用する使用申請をした者は、1回）までとし、同じ種類のみを使用する場合の使用申請の回数は、各号に定めるとおりとする。この場合において、1回の使用申請で連続して使用することができる日数は、条例第8条の規定により原則として3日以内（間に休所日があり、使用できない日を含む。）とする。

- 1 使用月の2か月前の申請期間の開始日（抽選会を行うときは、第4条第5項に定める日）から開始日の属する月の末日までにできる施設の使用申請の回数は、2回とする。ただし、土曜日、日曜日又は祝日に施設を使用する使用申請をした者は、1回とする。
- 2 使用月の前月の1日以降は、施設の使用申請の回数に制限は設けない。

（使用申請書の申請者欄の記載事項）

第10条 使用申請書の申請者欄の記載事項は、別紙に定める。

（使用申請時の関係書類の添付又は提示の請求）

第11条 コミュニティセンターは、使用申請書の内容を審査する際、使用の目的その他記載事項に疑義があるときは又は不明な点があるときは、規則第5条第4項の規定により申請者に必要な書類の添付又は提示を求め、明らかにしておかなければならない。

（条例別表の備考に定める用語の定義及び徴収の基準）

第12条 条例別表第1（コミュニティセンターの使用料）及び別表第3（コミュニティセンターの利用料金）の備考に定める用語の意義は、次に定めるところによる。

## 【規程 6】

- 1 条例別表第1の備考3及び条例別表第3の備考3の「市内在住者」とは、個人にあつては市内に住所を有する者をいい、法人にあつては主たる事務所又は営業所の所在地が市内である者をいい、法人でない団体にあつては団体の代表責任者、使用申請書に記載する連絡担当者及び団体構成員の半数以上の者が市内に住所を有し、かつ、日常の活動場所、拠点等が市内であるものをいう。
- 2 条例別表第3の備考4及び条例別表第3の備考4の「入場料及びこれに類するもの」とは、単価が1,500円を超えるものをいい、単価が1,500円以下のときは、割増使用料を徴収しない。
- 3 条例別表第1の備考4及び条例別表第3の備考4の「営利を目的として使用する場合」とは、次に掲げる者がコミュニティセンターを使用する場合をいう。
  - ア 民間営利事業者
  - イ 講師等が月謝を徴収する塾又は教室を運営する個人又は団体
  - ウ 利益を見込んで活動する個人又は団体
- 4 条例別表第1の備考5及び条例別表第3の備考5の「使用単位を超過した場合」とは、使用の許可を受けた使用単位の終了時間を超え、引き続いて使用する場合をいい、次の使用単位の開始の時間前までに終了しなかったときは、次の使用単位の使用料及び割増使用料を徴収する。
- 五 条例別表第1の備考5及び条例別表第3の備考5の「当該使用単位」とは、使用の許可を受けた使用単位のうち直前のものをいう。

(使用料の納入期限)

第13条 コミュニティセンターの使用料は、使用日の30日前までに納入しなければならない。ただし、使用申請の日が使用日の30日前より後の日であるときは、使用申請の受付時に使用料を納入しなければならない。

(使用料を還付する場合の使用者の責めによらない理由)

第14条 コミュニティセンターが規則第11条第1項の規定による使用料の還付を行う場合において、使用者の責めによらない理由は、次に定めるとおりとする。

- 1 台風、降雪などの悪天候、自然災害等に起因する交通機関のまひにより、使用者がコミュニティセンターに来られなかったとき。
- 2 施設及びコミュニティセンターの設備の不良により、使用に供することができない場合で、コミュニティセンターが条例第7条第2項の規定により使用の許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくは停止させたとき。
- 3 選挙会場に使用しなければならない場合その他行政運営の都合で、コミュニティセンターが条例第7条第2項の規定により使用の許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくは停止させたとき。

(既納の使用料を他の使用料に充当しない取扱い)

第15条 コミュニティセンターは、事務手続の簡素化及び明確化を図るため、還付の対象となった既納の使用料を受領すべき者に次に定める未納の使用料がある場合又は生じた場合においても、充当せず、還付する。

- 1 他の使用申請に係る使用料
- 2 前条第2号及び第3号に規定する使用者の責めによらない理由で許可の変更を受けたことにより生じた変更後に使用する施設の使用料
- 3 前条第2号及び第3号に規定する使用者の責めによらない理由で許可の取消しを受け、代替の使用申請に対する許可を受けた場合に生じた使用料

- 4 使用者の都合により使用する施設を変更したことにより生じた変更後に使用する施設の使用料
- 2 前項第2号から第4号までに規定する使用料は、新たな使用申請に基づくものとみなし、その全額を徴収するものとする。

(施設の管理上の事前協議)

第16条 コミュニティセンターは、使用者の施設の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の管理を適切に行うため、使用者と事前に協議しなければならない。

- 1 使用者が施設外から機材を持ち込んで使用するとき又は施設の機材を使用するとき。
- 2 来場者が多数見込まれるとき又は駐車場の利用が多数見込まれるとき。
- 3 使用者が入場料及びこれに類するものを徴収するとき。
- 4 使用者が施設内で販売行為をしようとするとき。
- 5 使用者が施設の照明、音響設備等の操作に関し職員の説明又は協力を必要とするとき。
- 6 その他コミュニティセンターが必要と認めるとき。

(販売行為の許可)

第17条 条例第13条ただし書の規定により、コミュニティセンターの許可を受けて販売行為をすることができる者は、次のとおりとする。ただし、第1号に規定する者の販売行為は、講演会、学習会等に使用する資料又は講師の著作物の販売に限る。

- 1 営利を目的としない団体
- 2 規則第10条に規定する使用料の免除又は減額の対象となる団体
- 3 規則第17条に規定する利用料金の免除又は減額の対象となる団体
- 4 その他市長が特に必要と認めた者

(指定管理者による管理)

第18条 指定管理者が管理する西志津ふれあいセンターについては、第3条から第7条まで、第10条、第11条及び第17条の規定にかかわらず、指定管理者は、市長と協議の上、これらの規定に準じた取扱いをすることができる。

- 2 指定管理者は、使用申請の回数制限等について、より多くの市民等が施設利用の機会を得ることができるよう、市長と協議の上、自らが管理するもの以外のコミュニティセンターに準じた取扱いをすることができる。

(利用料金の取扱い)

第19条 指定管理者は、西志津ふれあいセンターの利用料金については、市長と協議の上、第13条から第16条までに規定する使用料に関する規定に準じた取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前にコミュニティセンターが使用の承認した者又は使用申請を受け付けた者に対しては、従前のおり取り扱うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前にコミュニティセンターが使用の承認をした者又は使用申請を受け付けた者に対しては、従前のお取り扱いとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前にコミュニティセンターが使用の承認をした者又は使用申請を受け付けた者に対しては、従前のお取り扱いとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の佐倉市コミュニティセンターの運営に関する要領は、佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成 28 年佐倉市条例第 23 号)附則第 2 項の規定に基づいて行われる、千代田・染井野ふれあいセンターに係る使用の許可その他必要な行為について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前にコミュニティセンターが使用の承認した者又は使用申請を受け付けた者に対しては、従前のお取り扱いとする。

(施行期日)

1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別紙（要領第10条）

使用申請書の申請者欄の記載事項

規則別記様式第1号に定めるコミュニティセンター使用申請書の申請者欄は、次により記載するものとする。

1 個人が、営利を目的としない使用をする場合

申請者の住所は使用者本人の住所を記載し、申請者の氏名は使用者本人の氏名を記載するものとする。

2 団体が、営利を目的としない使用をする場合

申請者の住所は団体の活動の拠点を記載し、申請者の氏名は使用する団体名及び団体の代表責任者の氏名を記載するものとする。

3 個人が、営利を目的として使用する場合

申請者の住所は営利活動の拠点を住所として記載し、申請者の氏名は使用者本人の氏名を記載するものとする。

4 団体が、営利を目的として使用する場合

申請者の住所は営利活動の拠点を住所として記載し、申請者の氏名は使用する団体名及び団体の代表責任者の氏名を記載するものとする。

5 自治会、町内会、区等の地縁組織が、総会又は役員会の会場として使用する場合

申請者の住所は地縁組織の会長等の代表者の住所を記載し、申請者の氏名は使用する地縁組織の名称及び会長等の代表者の氏名を記載するものとする。

## ○佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例

昭和51年3月29日条例第10号

## 改正

昭和56年12月25日条例第30号

昭和58年3月16日条例第5号

昭和61年1月14日条例第1号

平成7年3月31日条例第8号

平成11年3月29日条例第5号

平成24年3月26日条例第10号

平成25年10月1日横書き施行

令和4年12月23日条例第36号

## 佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例

## (趣旨)

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定により、佐倉市立図書館（以下「図書館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第2条 本市は、図書、記録その他必要な資料の収集整理及び保存を行い、公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため図書館を設置する。

## (名称及び位置)

第3条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐倉市立佐倉図書館	佐倉市新町40番地1
佐倉市立志津図書館	佐倉市西志津四丁目1番2号
佐倉市立佐倉南図書館	佐倉市山王二丁目37番地13

## (分館)

第4条 佐倉市立志津図書館に次の分館を置く。

名称	位置
----	----

(職員)

第5条 図書館に館長及び教育委員会が必要と認める職員を置く。

(業務)

第6条 図書館は、法第3条各号に掲げる業務を行う。

(管理)

第7条 教育委員会は、図書館を常に良好な状態で管理し、その設置目的に応じて最も効率的な運用をしなければならない。

2 図書館の利用者は、管理者の指示した事項を遵守しなければならない。

(図書館協議会)

第8条 法第14条第1項の規定により、佐倉市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、市民、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

3 委員の定数は10人以内とし、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員が第2項の基準を満たさなくなった場合又は特別の事情が生じた場合は、その任期中であっても解任することができる。

6 委員には、別に定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年12月25日条例第30号）

この条例は、昭和57年1月12日から施行する。

附 則（昭和58年3月16日条例第5号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年1月14日条例第1号）

この条例は、昭和61年1月15日から施行する。

附 則（平成7年3月31日条例第8号）

この条例は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成11年3月29日条例第5号）

この条例は、平成12年2月1日から施行する。

附 則（平成24年3月26日条例第10号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月23日条例第36号）

この条例は、令和5年3月4日から施行する。

○佐倉市立図書館の管理運営に関する規則

昭和51年3月31日教育委員会規則第2号

改正

昭和52年6月28日教委規則第4号  
昭和57年1月14日教委規則第1号  
昭和57年3月30日教委規則第4号  
昭和61年3月1日教委規則第4号  
平成6年2月15日教委規則第1号  
平成7年3月20日教委規則第3号  
平成12年3月31日教委規則第5号  
平成12年12月22日教委規則第13号  
平成13年5月23日教委規則第7号  
平成14年2月25日教委規則第2号  
平成15年8月27日教委規則第11号  
平成18年3月29日教委規則第7号  
平成19年3月20日教委規則第3号  
平成24年9月21日教委規則第5号  
平成25年10月1日横書き施行  
平成26年3月31日教委規則第6号  
平成26年11月21日教委規則第11号  
平成28年3月22日教委規則第3号  
平成29年2月20日教委規則第2号  
令和2年3月23日教委規則第1号  
令和3年1月21日教委規則第2号

佐倉市立図書館の管理運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和51年佐倉市条例第10号）

第9条の規定により、図書館の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 図書館の開館時間は、午前9時から午後8時（分館は、午後5時）までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは開館時間を変更することができる。

（休館日）

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 定期休館日 月曜日
- (2) 年始休館日 1月1日から同月4日まで
- (3) 年末休館日 12月28日から同月31日まで
- (4) 館内整理日 毎月第1火曜日
- (5) 特別整理日 年間10日以内で教育委員会が別に定める日

2 前項に掲げる休館日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（1月1日を除く。）に当たるときは、その日後の最も近い国民の祝日に関する法律に規定する休日でない日であつて、かつ、前項に掲げる休館日でない日を当該休館日とする。

（入館の制限）

第4条 館長は、館内の秩序を乱し、又はそのおそれがある者に対しては、入館を禁止し、又は退館させることができる。

（館内利用の制限）

第5条 館長は、この規則に違反し、又は館長の指示に従わなかった者に対し、図書館の施設若しくは機器又は図書館資料の利用を制限し、又は禁止することができる。

（損害賠償）

第6条 利用者が、図書館資料、設備器具等を亡失し、汚損し、又はき損したときは、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

（個人貸出しの対象者及び手続等）

第7条 図書館資料の個人貸出しを受けることができる者は、市内に住所を有し、又は在勤し、若しくは在学している者とする。ただし、教育委員会が適当と認める者については、この限りでない。

2 図書館資料の個人貸出しを受けようとする者は、あらかじめ利用申込書（別記様式第1号）により登録の申込みをしなければならない。この場合においては、当該申込みの際に、本人であることを証明する書類を提示するものとする。

3 教育委員会は、前項の申込みを受けた場合において、登録を適当と認めるときは、当該申込み

をした者に対し、貸出カード（別記様式第2号）を交付するものとする。

- 4 貸出カードの有効期間は、交付の日から3年間とする。ただし、市内に住所を有しない者は、2年間とする。
- 5 個人貸出しを受けようとする者は、貸出カードの提示により貸出しを受けるものとする。
- 6 貸出カード及び貸出しを受けた図書館資料は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（貸出カードの紛失等の届出）

第8条 貸出カード若しくは図書館資料を紛失したとき、又は前条第2項の利用申込書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（個人貸出図書等の数及び期間）

第9条 個人貸出しを受けることができる図書館資料の数及びその貸出期間は、次のとおりとする。ただし、図書館資料の数については、図書及び視聴覚資料の合計数は、1人につき10を限度とする。

区分	図書館資料の数	貸出期間
図書	1人につき10冊以内	15日以内
視聴覚資料	1人につき3点以内	15日以内

- 2 教育委員会は、前項の貸出期間内に申出のあった者に対してのみ、他の者の利用を妨げない範囲内において、当該申出のあった日から15日を限度として、貸出期間の延長をすることができる。

（団体貸出しの対象者及び手続）

第10条 図書の団体貸出しを受けることができる者は、市内の学校、官公署、社会教育関係団体及び会社等とする。

- 2 前項の登録を受けようとする者は、団体の代表者を定めた上、あらかじめ団体貸出申込書（別記様式第3号）により登録の申込みをしなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の申込みを受けた場合において、登録を適当と認めるときは、当該申込みをした者に対し、貸出カードを交付するものとする。
- 4 団体貸出しを受けようとする者は、貸出カードの提示により貸出しを受けるものとする。

（団体貸出図書の数及び期間）

第11条 団体貸出しを受けることのできる図書の数は、1団体につき500冊以内とし、その貸出期間は、6月以内とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、その冊数及び期間を別に指定することができる。

(館外貸出しを禁ずる資料)

第12条 教育委員会が館外貸出用として指定した図書館資料以外の資料は、館外貸出しを行わない。  
ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(図書館資料の返却等)

第13条 貸出しを受けた図書館資料は、定められた貸出期間内に返却しなければならない。

2 教育委員会は、図書館資料を貸出期間内に返却せず、かつ、当該資料の返却を求めてもなお返却しない者に対し、期間を定めて貸出しを禁止することができる。

(図書館資料の複写)

第14条 著作権法第31条第1項の規定により、図書館資料を複写しようとする者は、図書館資料複写申込書(別記様式第4号)により教育委員会に申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により承認を受けた者は、複写に係る費用を負担しなければならない。

(相互貸借による図書館資料の貸出し等)

第15条 利用者は、貸出しを受ける図書館資料が図書館法(昭和25年法律第118号)第3条第4号の相互貸借によるものであるときは、相互貸借に係る費用を負担するものとする。

2 前項に定めるもののほか、相互貸借による図書館資料の貸出しその他の利用については、当該図書館資料を貸与した他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室の定めに従うものとする。

(寄贈)

第16条 図書館資料を寄贈しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て名称、員数等を記した寄贈申込書(別記様式第5号)を提出しなければならない。

(職員の職及び職務)

第17条 図書館に置かれる職員の職及び職務は、次のとおりとする。

職員	職	職務
事務職員	館長	上司の命を受け、図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	副館長	館長を補佐し、館長に事故があるときは、その職務を代理する。
	主幹	上司の命を受け、その担当事務を処理する。
	副主幹	

	主査	
	主査補	
	学芸員	
	主任主事	上司の命を受け、事業の実施又は事務に従事する。
	主事	
	司書	上司の命を受け、図書館の専門的事務に従事する。
技術職員	副主幹	上司の命を受け、その担当事務を処理する。
	主査	
	主査補	
技能職員	自動車運転手	上司の命を受け、自動車の運転に従事する。
技労職員	用務員	上司の命を受け、労務及び作業に従事する。

2 図書館には、前項に定めるもののほか、必要に応じ、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を置くことができる。

3 会計年度任用職員の職及び職務は、市長事務部局の例による。

（事務分掌）

第18条 図書館の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 文書の收受及び発送に関する事。
- (3) 文書及び帳簿の整理及び保存に関する事。
- (4) 庶務及び会計に関する事。
- (5) 施設及び設備の維持管理に関する事。
- (6) 図書館協議会に関する事。
- (7) 図書館資料の利用に関する事。
- (8) 図書館資料の選択、受入れ及び改廃に関する事。
- (9) 図書館資料の分類及び目録に関する事。
- (10) 図書館資料の整理及び保管に関する事。
- (11) 読書会、資料展示会等の開催に関する事。
- (12) 移動図書館の運営に関する事。

- (13) 図書館諸行事に関すること。
- (14) 市史編さんに関すること。
- (15) 市史編さん委員会に関すること。
- (16) 歴史資料の収集、保存及び活用に関すること。
- (17) 市政の記録に関すること。

(図書館協議会)

第19条 図書館協議会（以下「協議会」という。）の委員の構成及び定数は、次のとおりとする。

- (1) 市民 3人
- (2) 学校教育及び社会教育の関係者 3人
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 2人
- (4) 学識経験のある者 2人

(委員長及び副委員長)

第20条 協議会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第22条 協議会の庶務は、佐倉市立佐倉図書館において処理する。

(連絡調整)

第23条 佐倉市立佐倉図書館は、通常の図書館業務のほか、図書館に関する活動を総理するための連絡調整を行う。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年6月28日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年1月14日教委規則第1号）

この規則は、昭和57年1月12日から施行する。

附 則（昭和57年3月30日教委規則第4号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月1日教委規則第4号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成6年2月15日教委規則第1号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月20日教委規則第3号）

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日教委規則第5号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月22日教委規則第13号）

（施行期日）

1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日において、佐倉市定数条例（昭和29年佐倉市条例第10号）第2条第7号に規定する職員（以下「職員」という。）で次の各号に掲げる職に補されているもの（第2号に掲げる職に補されている職員にあっては、同日におけるその属する職務の級が4級である者に限る。）は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日をもって主査補の職に補されたものとする。

（1） 副主査

（2） 主任主事、主任技師、主任保健婦、主任保健士、主任看護婦、主任看護師及び主任栄養士

附 則（平成13年5月23日教委規則第7号）

この規則は、平成13年6月6日から施行する。

附 則（平成14年2月25日教委規則第2号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年8月27日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月29日教委規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日において、佐倉市職員定数条例（昭和29年佐倉市条例第10号）第2条第7号に規定する職員で主事補、司書補又は技師補に補されているものは、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日をもって主事、司書又は技師の職に補されたものとする。

附 則（平成19年3月20日教委規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月21日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日教委規則第6号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第15条の表技能職員の項の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月21日教委規則第11号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日教委規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月20日教委規則第2号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月23日教委規則第1号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月21日教委規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第17条第1項及び第18条の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の様式であって、その用紙が現に残存しているものについては、当分の間、その用紙に所要の補正を加えて使用することができる。

別記

様式第1号 (第7条関係)

利用申込書	利用者番号		館コード	1.新規 2.再発行 3.住所・電話変更 4.利用更新		
				申込日 年 月 日		
	フリガナ			せいねん 生年		
	なまえ 氏名			げつ 月	ねん 年	にち 日
じゅうしょ 住所	〒 -					
主な 連絡先	なし・自宅・携帯 ( )		左記以外の 連絡先	勤務先・携帯・自宅・その他 ( )		
佐倉市外から通勤・通学されている方は、下記もご記入ください。						
会社名又は学 校名				勤務先電話	043 ( )	

※記入のしるしを  
太くしてください

\*個人情報について…佐倉市個人情報保護条例に基づいて図書館業務だけに利用します。

様式第2号 (第7条関係)

おし 貸 出 カ ー ド
佐 倉 市 立 図 書 館

団 体 貸 出 申 込 書

(宛先) 佐倉市教育委員会

団 体 名

代表者氏名

図書の団体貸出しを受けたいので、下記に必要事項を記入し登録します。なお、利用に当たっては、責任をもって利用上の指示事項を遵守します。

記

利用者番号		
館コード		
フリガナ		
団体名		
所在地		
代表者	氏名	
	住所	
	連絡先	

図書館資料複写申込書

年 月 日

（宛先）佐倉市教育委員会

申 込 者	貸出カードを お持ちの方	カード番号	
	貸出カードを お持ちでない方	住 所	
		氏 名	

佐倉市図書館の管理運営に関する規則第14条の規定により、資料の複写を申し込みます。

資料名（書名）	複写箇所（頁等）
合 計	枚

備考

- （1）複写できる範囲は、著作物の半分以下で、同一箇所を複数枚、複写することはできません。
- （2）複写が技術的に困難な資料は、複写を制限する場合があります。
- （3）雑誌の最新号及び当日の新聞の複写は、ご遠慮ください。
- （4）提供を受けた複製物の利用に当たって、著作権法上の問題が生じても、佐倉市立図書館は、一切責任を負いません。
- （5）申込者の責による複写の失敗は、申込者の負担といたします。



## ○個人情報の保護に関する法律（抄）

平成十五年五月三十日号外法律第五十七号

## （安全管理措置）

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの

四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの

五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

## （従事者の義務）

第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であつた者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第七十六条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

## 第八章 罰則

第七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であつた者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百一十一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十条 第七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十三条 第七十六条、第七十七条及び第七十九条から第八十一条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

## ○佐倉市役所連絡所設置規則

平成7年3月31日規則第4号

## 改正

平成9年2月27日規則第1号

平成9年9月1日規則第20号

平成15年12月26日規則第67号

平成16年3月31日規則第17号

平成17年9月30日規則第91号

平成19年9月28日規則第41号

平成21年3月31日規則第7号

平成21年8月12日規則第23号

平成24年7月6日規則第25号

平成25年10月1日横書き施行

令和2年6月26日規則第32号

令和4年7月14日規則第33号

## 佐倉市役所連絡所設置規則

## (設置)

第1条 市は、住民の利便性を高め、もって行政サービスの向上を図るため、佐倉市役所連絡所（以下「連絡所」という。）を設置する。

## (名称、位置及び所属)

第2条 連絡所の名称、位置及び所属は、次のとおりとする。

名称	位置	所属
西志津市民サービスセンター	佐倉市西志津四丁目1番2号	市民部市民課
佐倉市民サービスセンター	佐倉市宮前三丁目4番地1	市民部市民課

## (開所時間及び休所日)

第3条 連絡所の開所時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これらを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

区分	開所時間	休所日
西志津市民サービス	午前9時から	1月曜日

センター及び佐倉市民サービスセンター	午後5時まで	2 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 3 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
--------------------	--------	-----------------------------------------------------------------------

(取扱事務)

第4条 連絡所が取り扱う事務は、次のとおりとする。

区分		取り扱う事務
西志津市民サービスセンター及び佐倉市民サービスセンター	日曜日及び土曜日以外の日	1 戸籍の謄本及び抄本並びに全部事項証明書、個人事項証明書、一部事項証明書その他戸籍に係る証明書の交付に関すること。 2 戸籍の附票及び附票の除票並びに住民票及び除票の写しの交付に関すること。 3 住民票及び除票に係る証明書の交付に関すること。 4 印鑑登録証明書の交付に関すること。 5 市民との取次連絡に関すること。 6 市税及び税外歳入に関すること。 7 災害共済の加入申込の受理に関すること。 8 その他軽易な事項で、市長が認めたもの
	日曜日及び土曜日	1 戸籍の全部事項証明書、個人事項証明書及び一部事項証明書の交付に関すること。 2 戸籍の附票及び附票の除票並びに住民票及び除票の写しの交付に関すること。 3 住民票及び除票に係る証明書の交付に関すること。 4 印鑑登録証明書の交付に関すること。 5 市税及び税外歳入に関すること。 6 災害共済の加入申込の受理に関すること。 7 その他軽易な事項で、市長が認めたもの

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成9年2月27日規則第1号）

この規則は、平成9年3月17日から施行する。

附 則（平成9年9月1日規則第20号）

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成15年12月26日規則第67号）

この規則は、平成16年1月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第17号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日規則第91号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日規則第41号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第7号）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年8月12日規則第23号）

この規則は、平成21年8月15日から施行する。

附 則（平成24年7月6日規則第25号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（令和2年6月26日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年7月14日規則第33号）

この規則は、令和4年12月29日から施行する。

## 佐倉市適応指導教室の設置及び運営に関する要綱

### (設置の目的)

第1条 佐倉市教育委員会（以下「委員会」という。）は、何らかの心理的、情緒的、又は社会的な要因等によって、在籍する学校に登校しない、又は登校したくてもできない状態にある児童及び生徒（以下「不登校児童・生徒」という。）に対し、家の外に出て家族以外の人と触れ合う場を提供し、カウンセリング及びグループ活動を通して、自己決定力の育成を支援するとともに援助し、集団生活への適応力の向上を図り、在籍する学校に復帰させることを目的として、佐倉市適応指導教室（以下「適応指導教室」という。）を設置する。

### (名称及び設置場所)

第2条 適応指導教室の名称及び設置場所は、次のとおりとする。

佐倉市適応指導志津教室 西志津ふれあいセンター（佐倉市西志津四丁目1番2号）

佐倉市適応指導佐倉教室 佐倉市ヤングプラザ（佐倉市栄町8番地7）

### (対象者)

第3条 適応指導教室に通級できる児童・生徒（以下「通級児童・生徒」という。）は、佐倉市立の小学校又は中学校に在籍する不登校児童・生徒であって、長期欠席傾向の状態にあるものとする。ただし、委員会が、特に通級を必要と認める場合は、この限りではない。

### (開設期間及び開設時間)

第4条 適応指導教室の開設期間は、月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び長期休業中は開設しない。

2 適応指導教室の開設時間は、10時から15時までとする。

3 前2項に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

### (相談・指導を行う者)

第5条 適応指導教室において、通級児童・生徒に対し相談・指導を行う者は、次のとおりとする。

(1) 佐倉市学校教育相談員設置等に関する規程（平成3年佐倉市教育委員会訓令第1号）第3条の規定により、委員会が委嘱した学校教育相談員（以下「相談員」という。）

(2) 指導主事

(3) その他委員会が適任と認める者

### (指導内容)

第6条 適応指導教室における指導は、次のとおりとする。

(1) 教育相談（児童・生徒、保護者及び教職員に対し相談を行うことをいう。）

(2) 適応指導（学校生活に復帰できる条件を整備するために、次の指導を行うことをいう。）

ア 学習指導

イ 集団活動指導

ウ 本人の家庭生活、学校生活、学習計画等への助言

(3) 連絡調整（家庭及び在籍学校と連携を図り、児童・生徒が復帰できる条件の整備をすることをいう。）

(4) 前3号に掲げるもののほか通級児童・生徒の学校への復帰に向け必要な指導及び支援

（通級の承認申請）

第7条 佐倉市立の小中学校の校長（以下「校長」という。）は、適応指導教室に通級することが望ましいと判断される児童・生徒があるときは、当該児童・生徒の保護者に佐倉市適応指導教室通級希望書（別記様式第1号）の提出を求め、佐倉市適応指導教室通級申請書（別記様式第2号）に当該希望書の写しを添えて委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

（承認）

第8条 委員会は、前条の規定による申請があり、適応指導教室に通級することが望ましいと判断した場合は、佐倉市適応指導教室通級承認書（別記様式第3号）により承認し、校長に通知するものとする。

2 校長は、前項の承認を受けたときは、速やかに希望書を提出した児童・生徒の保護者に通知するものとする。

（通級状況通知）

第9条 委員会は、各月ごとの通級児童・生徒の通級に関する状況を相談員からの報告に基づき、当該月の翌月の5日までに佐倉市適応指導教室通級状況報告書により、通級児童・生徒の在籍する学校の校長に通知するものとする。

（出欠の取り扱い）

第10条 校長は、通級児童・生徒が適応指導教室に通級した場合は、その通級した日数について、文部省初等中等局長通知（平成4年9月24日付文初中第330号）により、指導要録上出席扱いとすることができる。

（災害の取扱い）

第11条 通級児童・生徒の適応指導教室における指導中の災害及び通級途上の災害については、学校の管理下における災害として取り扱うものとする。

2 相談員は、前項の災害が発生したときは、速やかに、当該災害の発生経過、様態等について、

委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、相談員からの報告を受けたときは、通級児童・生徒の在籍する学校の校長に速やかに連絡するものとする。

(経費負担)

第12条 適応指導教室における相談及び指導にかかる費用は、無料とする。ただし、適応指導教室への通級に要する交通費、活動の材料費、昼食費その他の実費については、保護者の負担とする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、適応指導教室の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月26日決裁 20佐教指第1017号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日決裁 26佐教セ第66号)

この要綱は、決裁の日から施行する。